

令和5年10月2日開催 東京地方裁判所委員会報告

「民事裁判手続のデジタル化の現状及び未来」について

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 井上 寛 (40期)

令和5年10月2日(月)午後3時半から、テーマを上記表題のもと、鈴木謙也部総括判事、村主隆行部総括判事のお二人から丁寧な説明をいただきました。

平成29年から始まったデジタル化の議論が、令和2年2月から東京地裁等の本庁でウェブ会議等の運用として始まり、その運用前には弁護士会を含めた関係各所でネットの繋がり方や操作の仕方の良さ等の試行錯誤を繰り返し、運用開始に至ったとのことでした。

令和4年4月から書面のオンライン提出の一部運用が開始され、現在は書面のオンライン提出(一部)とウェブ会議による手続参加(一部)が実現されており、今後はそれらを訴状の提出等にまで広げ、手数料の電子納付も行い、裁判記録についてもオンラインで閲覧することが可能となるようにするとのことでした。

デジタル化は当初現行法で可能な部分から施行し、令和4年5月に民事訴訟法の改正、令和5年6月には、民事保全、民事執行、倒産等のデジタル化に関する法律が成立し、令和7年度から民事訴訟の完全デジタル化を開始し、徐々にその他の民事裁判手続の完全デジタル化を進めるそうです。

弁護士は訴状の提出から準備書面の提出まで、全てオンラインで行い、本人訴訟では裁判所の方で提出された紙の書面を電子化します。これによって、利便性(書面をオンラインで提出、ウェブ会議による訴訟参加等)や質の向上、迅速な審理の実現(チャット機能を使った争点整理(読んだ確認は👍マークで)、データの利活用、期日調整の容易さ等)、裁判記録の閲覧の容易さ(記録が電子化されオンラインでいつでも、どこでもアクセスできる)等のメリットが報告されました。

ウェブ会議の利用は現在飛躍的に増えていますが、デジタル化は審理のための手段なので、問題点の改善を慎重に行う必要があります。今後の取り組みとして、①デジタルデバインドへの対応(情報通信技術が得意な

い人にも優しく対応しフォローする)、②新システムの整備(使いやすいシステムの規則制定や運用の改善)、③プライバシーの保護(閲覧・謄写の電子データ化による情報の拡散への対応・防止)、④大量の証拠提出の問題点の検討(争点整理に適した証拠提出の在り方)等が必要であることが報告されました。

質疑応答では、以下の内容がやり取りされました。

- 「国民の司法参加は、オンライン化でどうなるのか」の質問には、弁論期日は法廷で行うことから法廷傍聴となることを想定している。
- 「閲覧などをインターネットで行う際にはどういう歯止めがあるのか」の質問には、IDを発行し、そのIDを持った人が閲覧できる。閲覧内容の制限は、第三者との関係では閲覧制限の申立、他の手続当事者との関係では秘匿制度で対応し、現行の制度と同様であり、ID発行による、なりすまし等の問題点は今後しっかりと検討したい。
- 「完全デジタル化は調停委員や司法委員等にも及ぶのか、調停委員はどこで執務するのか」の質問には、今後民事訴訟のデジタル化の後にデジタル化になじむか等も含め検討課題である。
- 「デジタル化の進み方は民事の方が早い。刑事事件は捜査段階からの問題、警察等との関係等難しい問題が多い」との報告もなされ、活発な議論が行われました。

今回は、2月6日(火)15時30分から「裁判員裁判経験者の意見交換の在り方」(仮題)という内容で、裁判所において行われます。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207